

平成 30 年 5 月

関係各位

横 浜 税 関

鶴見出張所廃止後の事務処理体制について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素、税関行政に深いご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、横浜税関鶴見出張所につきましては、平成 30 年 7 月 1 日（日）付で廃止することとなりました。これに伴い、同日付で、従来の鶴見出張所の管轄区域は、新たに横浜税関本関又は大黒埠頭出張所の管轄区域となる予定です。同日以降の事務につきましては、下記のとおり取り扱うこととなりますので、何卒ご理解、ご協力をよろしく願います。

謹白

記

1. 管轄区域及び取扱窓口

(1) 管轄区域

平成 30 年 7 月 1 日（日）付で、以下のとおり、現在の鶴見出張所の管轄区域が変更となります。同日以降、管轄区域内の保税地域に蔵置する貨物の輸出入通関手続等につきましては、輸出入者又は通関業者が A E O である場合を除き、新たな管轄区域に従って、それぞれの管轄官署の取扱窓口において行っていただくようお願いいたします。

①横浜市鶴見区（川崎税関支署の管轄（扇島 1 番 2 号）に属する地域を除く。）

⇒ 大黒埠頭出張所

②横浜市神奈川区

⇒ 横浜税関本関

(2) 取扱窓口

蔵置場所	通関窓口	保税窓口
横浜市 鶴見区 (大黒管轄)	大黒埠頭出張所 通関第 1 ～ 4 部門 (〒230-0054 横浜市鶴見区大黒ふ 頭 15 大黒埠頭出張所 4F)	大黒埠頭出張所 保税担当 (〒230-0054 横浜市鶴見区大黒ふ 頭 15 大黒埠頭出張所 3F)
横浜市 神奈川区 (本関管轄)	業務部 特別通関第 1、2 部門 通関第 1、2 部門 (〒231-8401 横浜市中区新港 1-6-2 横浜第一港湾合同庁舎 2F) ※下記 4 参照	監視部 保税取締部門 (〒231-8401 横浜市中区海岸通 1-1 監視部分庁舎 1F) ※下記 3、4 参照

2. 廃止に伴う事務処理

(1) 通関関係

7月以降、新たに行う輸出入通関手続等につきましては、前記1.の管轄区域に従い本関又は大黒埠頭出張所において行っていただくこととなりますが、6月末までに鶴見出張所長が行った行政処分に係る後続の業務につきましては、その管轄区域、システム申告・マニュアル申告の別に関わらず、本関で取り扱うことを原則といたします。

輸出入通関手続における注意点は、以下のとおりです。

- ・ 輸出入申告に係る通関部門での後続の業務の処理は、当該申告の代表税番を担当する通関部門が対応します。
- ・ その他、申告の状態別の具体的なシステム対応につきましては、別添「鶴見出張所廃止に伴う通関関係業務に係るシステム対応について」をご参照ください。

(2) 収納（担保）関係

鶴見出張所長に提供されている関税並びに消費税及び地方消費税の納期限延長等に係る担保の取扱いにつきましては、以下のとおり取り扱うこととなります。

① 宛先（権利者名）が「鶴見出張所長」のみとなっている官署別担保

6月末までに輸入許可・承認となる申告に使用できますが、7月以降に輸入許可・承認となる申告には使用できません。新たな担保提供が必要となります。保証期間が7月以降も有効である官署別担保を引継官署で利用する場合は、「権利者の変更についての確認書」の提出が必要となりますので、6月末までに必要な手続きを行ってください。

なお、該当担保を提供されている輸入者又は通関業者の皆様には、別途鶴見出張所からご連絡いたします。

② 宛先（権利者名）が「全国税関官署の長」又は「鶴見出張所長と他官署の長の連名」となっている一括担保

担保の宛先（権利者名）が「全国税関官署の長」又は「鶴見出張所長と他官署の長の連名」の記載がされている担保につきましては、7月以降も引き続き、宛先官署にて使用可能です。なお、担保の宛先（権利者名）に7月以降の新たな申告官署となる官署の長についての記載がない場合には、新たな担保への切り換え又は官署の追加が必要となりますので、6月末までに必要な手続きを行ってください。

③ 7月以降の担保の取扱いについて

6月末までに鶴見出張所長に提出された担保につきましては、7月以降、横浜税関本関において取り扱うこととなります。

なお、6月末までに鶴見出張所長を宛先（権利者名）とした担保を提出される

場合は、引継官署の長を含めて記載していただくか、「全国の税関官署の長」等の包括的な記載をしていただくようお願いいたします。

(3) 保稅關係

① 保稅關係手續について

保稅關係業務（継続案件を含む。）につきましては、保稅蔵置場等を新たに管轄する官署への手続きをお願いいたします。

例えば、保稅運送に係る到着確認につきましては、以下のとおりとなります。

【運送先が NACCS 参加の場合】

搬入確認登録の際に税関に事故を通知する場合、6月末までは鶴見出張所に、7月以降は、運送先の蔵置場所を管轄する保稅部門に申し出てください。

【運送先が NACCS 不参加の場合】

可能な限り、6月末までに鶴見出張所において到着確認を受けてください。7月以降は、運送先の蔵置場所を管轄する保稅部門において、到着確認を受けてください。

② 保稅地域コードについて

現在使用している保稅地域コードは変更ありません。当該蔵置場コードに係る管轄税関官署は、7月以降、保稅蔵置場等を新たに管轄する官署に変更されますが、変更に係る手続きはありません。

ただし、「保稅地域・名称」が「その他」等となっており具体的な場所が指定されていない以下のコードは、鶴見出張所廃止に伴い削除されますので、7月以降利用できません。（6月末までにこれらのコードを使用して申告をした場合で、かつ、許可・承認が7月以降になる場合は、引続き利用が可能です。）

税関検査場（2BC00）、本船扱い（2BHHH）、ふ中扱（2BFFF）、
貨物到着前申告用（2BJJJ）、到着即時輸入申告用（2BUUU）、バンニング用（2BVVV）、
洋上輸出用（2BYYY）、他所蔵置用（2BZZ1）、蔵置場（2BWWW）、
工場（2BMMM）、展示場（2BGGG）

※ 他所蔵置用コードにつきましては、6月末までは 2BZZ1 を、7月以降は本関 2AZZ1、大黒 2HZZ1 を、ご利用いただきますようお願いいたします。

(4) その他

6月末までに鶴見出張所長が行った行政処分に係る後続の業務につきましては、その他、以下のとおり対応いたします。

- ・ 各種証明（原本照合、通関証明、納税証明等）の交付、再輸出減免税貨物の輸出の届出書の受理につきましては、7月以降、本関で行います。
- ・ 計量器認定に係る内容の変更、当事者分析に係る内容の変更につきましては、7月以降の管轄区域に従い、本関又は大黒埠頭出張所において行います。

3. 問合せ先

鶴見出張所（※本年6月30日まで）

統括審査官部門（電話）045-501-4424

横浜税関本関

（輸出入通関・総括関係）

業務部通関総括第1部門（電話）045-212-6150

（収納関係）

業務部収納課（電話）045-212-6140

（保稅関係）

・蔵置貨物、NACCSに関すること

監視部保稅取締部門（窓口）（電話）045-212-6126

・保稅蔵置場の許可に関すること

監視部保稅許可部門（許可・更新）（電話）045-212-6122

・保稅制度に関すること

監視部保稅総括部門（相談）（電話）045-212-6120

・業務検査に関すること

監視部保稅検査第1部門（電話）045-212-6127

大黒埠頭出張所

（輸出入通関・総括関係）

大黒埠頭出張所通関総括第1部門（電話）045-506-8315

（収納関係）

大黒埠頭出張所収納課（電話）045-506-8309

（保稅関係）

大黒埠頭出張所保稅担当（電話）045-506-8314

4. その他

（1）本関各部門の仮移転

現在、横浜第一港湾合同庁舎及び横浜税関新港分関（以下「第一港湾合庁等」という。）内に置かれている横浜税関本関各部門について、第一港湾合庁等の建替工事に伴い、監視部関係部門（一部部門を除く。）は、本年10月上旬を目途に鶴見分庁舎（現鶴見出張所）へ、また、業務部関係部門（一部部門を除く。）は、本年11月下旬を目途に山下分庁舎（現本牧埠頭出張所山下事務所）への仮移転を実施する予定です。

移転の正式な日程等、詳細につきましては、改めてお知らせいたします。

(2) 本関管轄保税地域の担当部門について

① 業務検査について

管轄保税蔵置場の業務検査は、監視部保税検査第1部門が担当いたします。(保税工場につきましては、管轄にかかわらず、従来のおり監視部保税検査第2部門が担当いたします。)

② 保税地域の許可内容について

役員変更届、増減坪、蔵置貨物の種類変更等、保税蔵置場の許可に係る窓口は、監視部保税許可部門が担当いたします。

(3) 別送品に係る業務について

監視部別・託送品通関部門はこれまでのとおり山下分庁舎で業務を行います。

なお、本牧埠頭出張所保税第2部門(山下事務所)の廃止に伴い、従来、同部門で担当していた 別送品の検査に関する保税運送に係る事務は、監視部別・託送品通関部門において行います。

(以上)

鶴見出張所廃止に伴う通関関係業務に係るシステム対応について

6月末までに鶴見出張所に対して申告・申請等が行われ、許可・承認が7月以降となる場合の事務処理、6月末までに鶴見出張所長が行った許可・承認等の行政処分に係る後続の業務の処理について、具体的なシステム対応は、以下のとおりです。

なお、輸出入申告に係る通関部門での後続の業務の処理は、当該申告の代表税番を担当する通関部門（以下「担当通関部門」という。）が対応いたします。

① 輸出入申告事項登録済、申告未済の場合

6月末までに申告事項登録を行い、申告未済のものにつきましては、申告官署が2BとNACCS上登録されていますので、7月1日（日）システム稼働時間以降に一度事項登録情報を呼び出し、「申告官署コード」欄を「ブランク」に訂正し、再度送信させる必要があります。

② 予備申告済、本申告未済の場合

6月末までに鶴見出張所宛てに予備申告を行い、本申告できなかったものにつきましては、後続の業務のシステム処理ができないため、予備申告の撤回を行っていただく必要があります。再申告につきましては、7月以降の管轄区域に従って、本関又は大黒埠頭出張所の担当通関部門に行っていただくこととなります。

※ 6月末までに本申告を行う見込みがないものは、鶴見出張所宛てに予備申告を行わず、本関への予備申告を活用いただくなど対応をお願いいたします。

③ 輸入申告済、許可未済の場合

6月末までに鶴見出張所宛てに輸入申告（引取申告、引取・特例申告を含む。）を行い、同日までに許可未済のものについて、

- 申告内容に訂正がない場合は、システム処理を継続して本関の担当通関部門で後続の業務を処理いたします。
- 申告訂正が必要となった場合には、後続の業務のシステム処理ができないため、本関の担当通関部門にて手作業移行を行い、以後の処理をマニュアルで行うこととなります。

④ 引取申告済、特例申告未済の場合

6月末までに鶴見出張所宛てに引取申告を行い、7月以降に特例申告を行う場合、「特例あて先官署」欄に「2A」、「特例あて先部門」欄に担当通関部門の部門コードを入力する必要があります。

⑤ BP承認済、IBP未済の場合

6月末までに鶴見出張所長から許可前引取承認を受け、輸入許可未済のものにつ

いて、IBP を行う際に申告訂正が必要な場合には、後続の業務のシステム処理ができないため、本関の担当通関部門にて手作業移行を行い、以後の処理をマニュアルで行うこととなります。

⑥ 輸出申告済、許可未済の場合

6月末までに鶴見出張所宛てに輸出申告（積戻し申告、搬入前輸出申告、特定輸出申告を含む。）を行い、許可未済のものにつきましては、

- 申告内容に訂正がない場合は、システム処理を継続して本関の担当通関部門で後続の業務を処理いたします。
- 申告訂正が必要となった場合には、後続の業務のシステム処理ができないため、本関の担当通関部門で手作業移行を行い、以後の処理をマニュアルで行うこととなります。

⑦ 輸出許可済のものに対し、船名数量等変更申請を行う場合

「船名・数量等変更申請」は、申告官署又は貨物が搬入された蔵置官署が申請宛先官署となりますが、6月末までに輸出許可を受け、7月以降に「船名・数量等変更申請」を行う場合、申請官署「2A」を入力し、本関を宛先官署とすることが可能です。

なお、輸出許可後の保税運送により、船積港が変更になる場合には、運送到着地を管轄する官署を宛先官署として申請することが可能です。

⑧ IS, IM 承認済、ISW, IMW 未済の場合

6月末までに鶴見出張所長から蔵入承認・移入承認を受け、輸入許可未済の貨物につきましては、後続の業務（ISW, IMW）を貨物が蔵置されている官署に対して行うこととなります。

⑨ 輸入許可済のものに対し、修正・更正の請求を行う場合

6月末までに鶴見出張所長から輸入許可を受けた貨物に係る7月以降の修正申告、更正の請求につきましては、本関の担当通関部門で処理いたします。DLI02 業務を利用して当初申告データを呼び出すことはできますが、その場合には、官署 2A 及び担当通関部門の部門コードを入力する必要があります。

(以 上)